

・	・	・								
・	・	・								
・	・	・								
・	・	・								
負債合計										

(単位：百万円)

区 分	財産形成給付信託		財産形成 投資基金 信託	貸付信託			投資信託 うちみな す投資信 託	金銭信託 以外の金 銭の信託
	財産形成 給付金信託	財産形成 基金信託		収益分配型	収益満期 受取型	収 益 運 用 口		
元 本								
売 渡 手 形 等								
収 益								
仮 受 金								
そ の 他								
債権償却準備金								
特別留保金								
・	・	・						
・	・	・						
・	・	・						
・	・	・						
・	・	・						
負債合計								

(単位：百万円)

区 分	有価証券の 信託		電子決済手 段の信託		暗号資産等 及び電子記 録移転有価 証券表示権 利等の信託		金銭債 権の信 託	動 産 の 信 託	土 地 及 び 所 の 定 着 物 の 信 託	地 上 権 の 信 託	土 地 及 び 所 の 定 着 物 の 賃 借 権 の 信 託	包 括 信 託	そ の 他 の 信 託	合 計	
	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託	管理 信託	運用 信託									
元 本															
売 渡 手 形 等															
収 益															
仮 受 金															
そ の 他															
債 権 償 却 準 備 金															
特 別 留 保 金															
・ ・ ・															
・ ・ ・															
・ ・ ・															
・ ・ ・															
・ ・ ・															
負 債 合 計															

(記載上の注意)

3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- 債権償却準備金、特別留保金のほか、準備金、積立金、引当金等これに準ずる性質の科目を設ける場合には、その名称、金額を記載す

銀行勘定貸														
現金預け金														
その他の														
資産合計														

(記載上の注意)

- 1 3. 記載の金銭評価の困難な信託に係る計数を除いて記載すること。
- 2 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。

3. 金銭評価の困難な信託

(単位：百万円)

信託財産の種類	件数	うち評価額のあるもの	
		件数	評価額
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは			

通常使用権をいう。)			
そ の 他			
合 計			

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること
- 2 件数、評価額については、資産流動化を目的とした信託に該当するものを()で注記すること

4. 流動化を目的とした信託

(単位：件、百万円)

信 託 財 産 の 種 類		件 数	元 本 額
金 銭 債 権	貸 付 債 権		
	売 掛 債 権		
	そ の 他		
動 産			
不 動 産			
地 上 権			
不 動 産 の 貸 借 権			
特許権等(特許権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
実用新案権等(実用新案権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
育成者権等(育成者権又はその専用利用権若しくは通常利用権をいう。)			
意匠権等(意匠権又はその専用実施権若しくは通常実施権をいう。)			
著作権等(著作権、出版権又は著作隣接権をいう。)			
商標権等(商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいう。)			

そ の 他		
合 計		

(記載上の注意)

- 1 期中に新規設定された信託について記載すること。
- 2 資産流動化を目的とした信託とは、原委託者と当初の受益者が一致しており、
 - ① 受託者と委託者の間で信託契約と信託受益権販売委託契約が同時に締結されるもの
 - ② 信託契約の締結と同日に、信託受益権の第三者への譲渡について受託者が承諾をなしたもの
 - ③ 信託契約中に信託受益権の譲渡予定先の名称が記載されているもの
 のいずれかに該当するものをいう。

5. 金銭信託の状況

(単位：百万円)

区 分	金 額	元 本 の 補 て ん 等 の 有 無				運 用 財 産 の 種 類
		元本の補てん のある信託	利益の補足の ある信託	元本の補てん 及び利益の補 足のある信託	計	
指定金銭信託	合 同 運 用					
	単 独 運 用					
特 定 金 銭 信 託						
金 銭 投 資 基 金 信 託						
年 金 信 託	厚 生 年 金 基 金 信 託					
	国 民 年 金 基 金 信 託					
	規 約 型 企 業 年 金 信 託					
	基 金 型 企 業 年 金 信 託					

年金投資	貸付金口						
基金信託	株式口						
財産形成	財産形成給付金信託						
給付信託	財産形成基金信託						
財産形成投資基金信託							
貸付信託	収益分配型						
	収益満期受取型						
	収益運用口						
投資信託							
計							—
(うち二重信託を除いた計数)		—	()	()	()	()	—

6. 信託財産残高表

(単位：百万円)

資	産	金 額	負	債	金 額
貸	出 金		指 定 金 銭 信 託		
証 書	貸 付		特 定 金 銭 信 託		
手 形	貸 付		年 金 信 託		
割 引	手 形		財 産 形 成 給 付 信 託		
有 価 証 券			貸 付 信 託		
国 債			投 資 信 託		
地 方 債			金 銭 信 託 以 外 の 金 銭 の 信 託		
短 期 社 債			有 価 証 券 の 信 託		
社 債			電 子 決 済 手 段 の 信 託		

株 式		暗号資産等及び電子記録移転 有価証券表示権利等の信託	
外 国 証 券		金 銭 債 権 の 信 託	
そ の 他 の 証 券		動 産 の 信 託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券 表示権利等		地 上 権 の 信 託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の 賃借権の信託	
投資信託外国投資		包 括 信 託	
信 託 受 益 権		そ の 他 の 信 託	
電子決済手段（特定信託 受益権を除く。）			
受 託 有 価 証 券			
暗 号 資 産			
金 銭 債 権			
生 命 保 険 債 権			
住 宅 貸 付 債 権			
そ の 他 の 金 銭 債 権			
有 形 固 定 資 産			
動 産			
不 動 産			
無 形 固 定 資 産			
地 上 権			
不 動 産 の 賃 借 権			

そ の 他 の 無 形 固 定 資 産			
そ の 他 債 権			
買 入 手 形			
コ ー ル ロ ー ン			
銀 行 勘 定 貸			
現 金 預 け 金			
現 金			
預 け 金			
そ の 他			
共 同 受 託 振 替 勘 定			
そ の 他			
合 計		合 計	

(注)

- 1 3. 記載の金銭評価の困難な信託を除く。
- 2 「その他の信託」欄には、「指定金銭信託」欄から「土地及びその定着物の賃借権の信託」欄までに該当する信託以外の信託について記載すること。
- 3 共同信託他社管理財産 百万円

(記載上の注意)

- 1 信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社内で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。その場合の差額は、原信託に含めて記載すること。
- 2 信託財産の状態を正確に判断するために必要な事項を注記すること。
- 3 元本補填契約のある信託に係る債権(社債(当該社債を有する信託業務を営む金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法第二条第三項に規定する有価証券の私募によるものに限る。))、貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返及び有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)をいう。)のうち次に掲げるものの額及び(1)から(4)までに掲げるものの合計額を記載すること。

- (1) 破産更生債権及びこれらに準ずる債権(破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。)
- (2) 危険債権(債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権((1)に掲げるものを除く。)をいう。)
- (3) 三月以上延滞債権(元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金((1)及び(2)に掲げるものを除く。)をいう。)
- (4) 貸出条件緩和債権(債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者の有利となる取決めを行った貸出金((1)から(3)までに掲げるものを除く。)をいう。)
- (5) 正常債権(債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、(1)から(4)までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。)

4 職務分担型共同受託を行っている場合は以下の<参考>を記載すること。

なお、信託財産運用のため、信託を設定することにより信託受益権又は信託受益証券を取得した場合に、それが自社と他の職務分担型共同受託者との間で行われるときは、当該信託受益権又は信託受益証券と設定した信託とを相殺して記載すること。

<参考>

上記(注)共同信託他社管理財産には、当社と〇〇〇〇が職務分担型共同受託方式により受託している信託財産(以下「職務分担型共同受託財産」という。)〇〇〇〇百万円を含んでおります。

上記信託財産残高表に職務分担型共同受託財産を合算した信託財産残高表は次のとおりであります。

(単位：百万円)

資 産		金 額	負 債		金 額
貸 出 金			指 定 金 銭 信 託		
証 書 貸 付			特 定 金 銭 信 託		
手 形 貸 付			年 金 信 託		
割 引 手 形			財 産 形 成 給 付 信 託		
有 価 証 券			貸 付 信 託		
国 債			投 資 信 託		

地方債		金銭信託以外の金銭の信託	
短期社債		有価証券の信託	
社債		電子決済手段の信託	
株式		暗号資産等及び電子記録移転有価証券表示権利等の信託	
外国証券		金銭債権の信託	
その他の証券		不動産の信託	
暗号等資産関連有価証券		土地及びその定着物の信託	
電子記録移転有価証券表示権利等		地上権の信託	
投資信託有価証券		土地及びその定着物の賃借権の信託	
投資信託外国投資		包括信託	
信託受益権		その他の信託	
電子決済手段（特定信託受益権を除く。）			
受託有価証券			
暗号資産			
金銭債権			
生命保険債権			
住宅貸付債権			
その他の金銭債権			
有形固定資産			
動産			
不動産			

無形固定資産			
地上権			
不動産の賃借権			
その他の無形固定資産			
その他の債権			
買入手形			
コールローン			
銀行勘定貸			
現金預け金			
現金			
預け金			
その他			
合計		合計	

7. 特定信託受益権の発行及び償還の概況

① 報告対象期間

報告対象期間	年 月 日から 年 月 日まで
--------	--------------------

② 総発行・償還件数(件/月ごとに)

年 月	(発行) 件	(償還) 件
年 月	(発行) 件	(償還) 件
年 月	(発行) 件	(償還) 件

③ 総発行・償還金額(円/月ごとに)

年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円

④ 平均発行・償還金額(円/月ごとに)

年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円
年 月	(発行)	円	(償還)	円

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託受益権の総発行・償還件数、総発行・償還金額及び平均発行・償還金額については、特定信託受益権の名称ごとに記載すること。

8. 特定信託口座による管理の状況

金融機関の名称	信託契約により受け入れた金銭の金額	特定信託口座の定義	特定信託口座の口座番号その他の当該特定信託口座を特定するための事項
	円 (年 月 日現在)		

(記載上の注意)

報告対象期間における特定信託口座により管理している金銭の額の推移がわかる書面を添付すること。